

1. 解除理由

戦後経済のめざましい復興と急速な宅地化の進展により杜の都の潤いある環境の喪失の危機に、仙台市では国や全国に先駆け都市に残された貴重なみどりを保全すべく、保存緑地制度を盛り込んだ「杜の都の環境をつくる条例」を制定した。保存緑地として指定した緑地は、土地所有者の協力のもと保全され、現在に至っている。今般、保存緑地区域全体を仙台市が取得し、都市公園として公告され、条例から法へ移行することが可能となり、また、法への移行により緑地の保全が確保されることから、仙台しみどりの基本計画に基づき、保存緑地の指定を解除するもの。

2. 保存緑地の区域変更等に係る審議会での審議の経過

- 第66回審議会（平成25年11月5日）
保存緑地の今後の方針（前編）：保存緑地制度の概要、保存緑地の現状の整理
- 第67回審議会（平成26年1月28日）
保存緑地の今後の方針（後編）：保存緑地の状況の変化、保全・維持管理の検討
- 第68回審議会（平成26年8月4日）
保存緑地の区域変更について：個別の保存緑地についての審議
 - ・都市公園にすることで保全が確保されたことによる指定解除（4箇所5.7ha）
 - ・緑地の現状がないことによる指定解除（2箇所2.1ha）
- 第71回審議会（平成27年10月日）
緑地の現況ではない箇所について区域変更の方針
- 第75回審議会（平成28年11月9日）
保存緑地の区域変更について：個別の保存緑地についての審議
 - ・緑地の現状がないことによる区域変更（5箇所11.11ha）

3. 対象保存緑地

(1) 位置

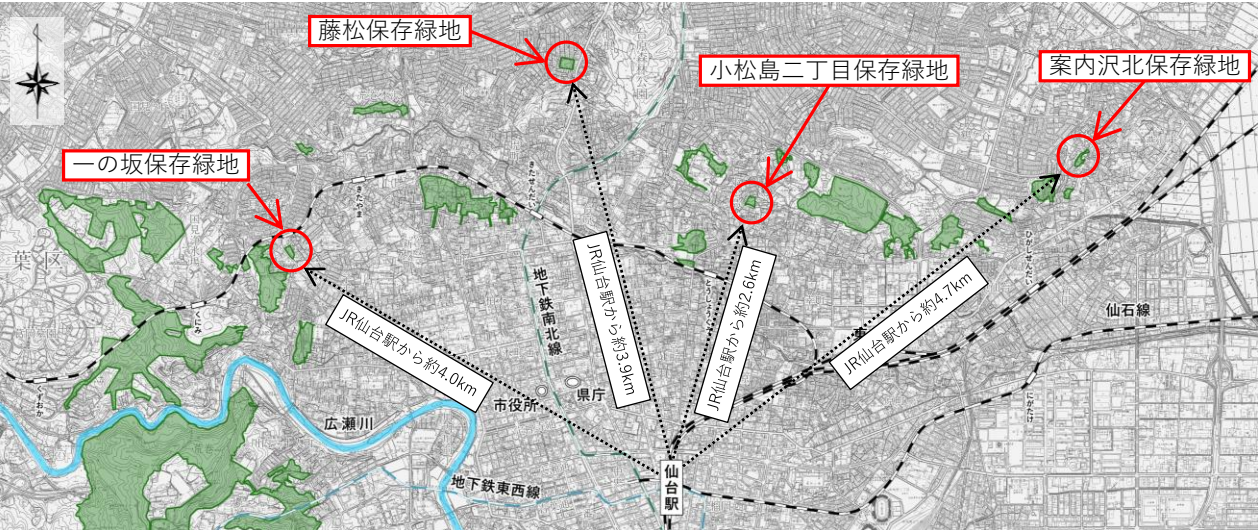


図1 保存緑地の位置図

4. 案内沢北保存緑地

(1) 解除までの経緯

時 期	内 容	備 考
S50.6.5	保存緑地指定	指定面積 0.81 ha
H25、H26	用地取得	H25：3,705㎡ H26：5,511㎡
H27.4.22	特別緑地保全地区指定	都市計画決定区域：0.9ha
H28.6.30	都市公園設置の公告	都市公園名：燕沢三丁目緑地（0.9216ha）
H28,29	公園整備	

(2) 指定解除範囲

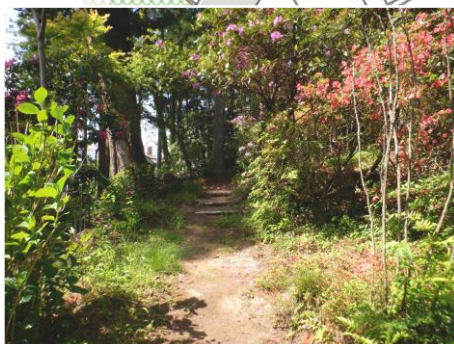


図2 案内沢北保存緑地概要

燕沢三丁目緑地

DATE

保存緑地名称	案内沢北保存緑地
所在地	宮城野区燕沢三丁目
指定年月日	昭和50年6月5日
指定面積	0.81 ha
都市公園名	燕沢三丁目緑地
開園年月日	平成28年7月1日
公園面積	0.9216 ha



緑地を周遊できる細道があり、自然を感じながら散策を楽しむこともできる



スギやヒノキを中心とした森林は野鳥など生き物の貴重な生息地となっている



地域住民の手によって美しく刈り込まれたツツジなどの低木

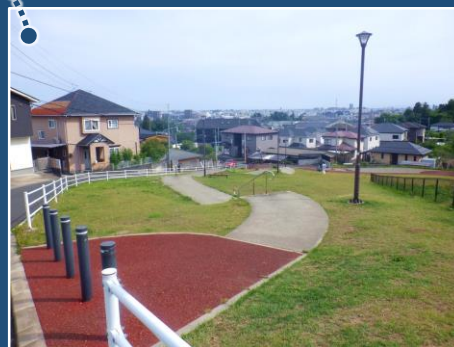


緑地に残る庭園の名残

案内沢北保存緑地は市が買収するまで民有地であり、芝生広場の場所にはかつて緑地を所有する方の住居があった。広大な庭園にはさまざまな種類の庭木が植えられ、とくにシャクナゲが好きだった住人によって多くの品種が集められていたという。

緑地北東部の道路沿いは、かつて樹高20mを超えるスギやヒノキが列植されていたが、東日本大震災によって木々の根本を支える擁壁に亀裂が入り、倒木の危険性があったことから、平成28年度から始まった公園整備工事によって撤去され、見通しのきく芝生広場と園路が整備された。

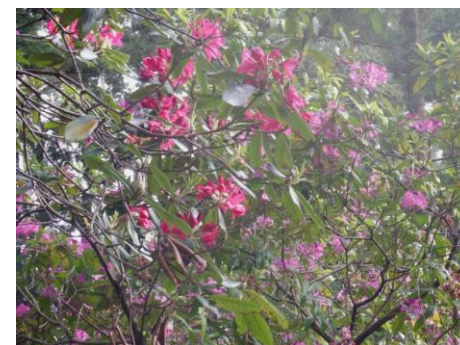
北東部以外の森林は完全に保存され、シャクナゲなどの庭木も可能な限り残されたことから、木立の中に四季折々の花木が楽しめる稀有な緑地として地元から親しまれている。昔から変わらない自然環境を大切に思っている地域住民も多く、芝生や低木などの日常の手入れが市民の手によって自発的に行われている。



市道には歩道がなく、急なぼり坂で見通しが悪いので、地域の強い要望によって公園内に歩道代わりとなる園路が整備された



ひろびろとした芝生広場は、近隣住民によって丁寧に手入れされ、子どもたちの遊び場やいこいの場となっている



5. 小松島二丁目保存緑地

(1) 解除までの経緯

時 期	内 容	備 考
S51.10.20	保存緑地指定	指定面積 0.63 ha
H10.9.22	都市計画緑地指定	都市計画決定区域：0.57ha
H10.10.14	事業認可	
H10.10.28	用地取得	5,861.2㎡
H28.12.1	公園予定地として寄付受納	884.37㎡
R7.4.1	都市公園設置の公告	都市公園名：小松島二丁目緑地（0.6745ha）

(2) 指定解除範囲



図3 小松島二丁目保存緑地概要

6. 藤松保存緑地

(1) 解除までの経緯

時 期	内 容	備 考
S51.10.20	保存緑地指定	指定面積 1.04 ha
H16、H17	用地取得	H16：2,000㎡ H17：8,400㎡
R7.4.1	都市公園設置の公告	都市公園名：藤松緑地（1.0394ha）

(2) 指定解除範囲



図4 藤松保存緑地概要

7. 一の坂保存緑地

(1) 解除までの経緯

時 期	内 容	備 考
S50.6.5	保存緑地指定	指定面積 約0.99 ha
H8.3.28	保存緑地の一部を買収	国見一丁目222-11 (5,019㎡)
H9.4.1	都市公園設置の公告	国見一丁目緑地（保存緑地のうち土地取得済の部分）
H17～	東北福祉大学キャンパス建設（保存緑地内行為）	第49回杜の都の環境をつくる審議会へ報告
H29.3.31	保存緑地の区域変更（第75回審議会）	大学・道路敷地等区域（4,997㎡）を解除し、指定区域は0.49 haに変更

(2) 指定・解除範囲



図5 一の坂保存緑地概要

参考：一の坂保存緑地における審議経過

(1) 第49回審議会（平成17年5月23日開催）報告事項

東北福祉大学より保存緑地内行為届出が退出されたことに伴い、審議会に報告したもの。
【行為の目的および理由】
福祉教育の充実を図るため学部新設を計画しており、一の坂保存緑地内に東北福祉大学ビル（地下1階地上8階）を建設する。このビルには、学校教育施設のほか、地域住民の公共の福祉に資するデイサービス施設、保育施設、市民プラザ等の福祉施設も設置する計画となっている。
併せて、隣接するJR仙山線に新駅設置の検討をJR東日本と協議検討を実施している。新駅設置に際しては、バス等の乗り入れを含めた広場整備、駐輪場等の整備も行うことで検討している。

(2) 第75回審議会（平成28年11月9日開催）審議事項

緑地内行為により、指定区域の一部が保存緑地として該当しなくなったことから、保存緑地指定区域の変更を行ったもの。
変更前面積0.99ha ⇒ 変更後面積0.48ha

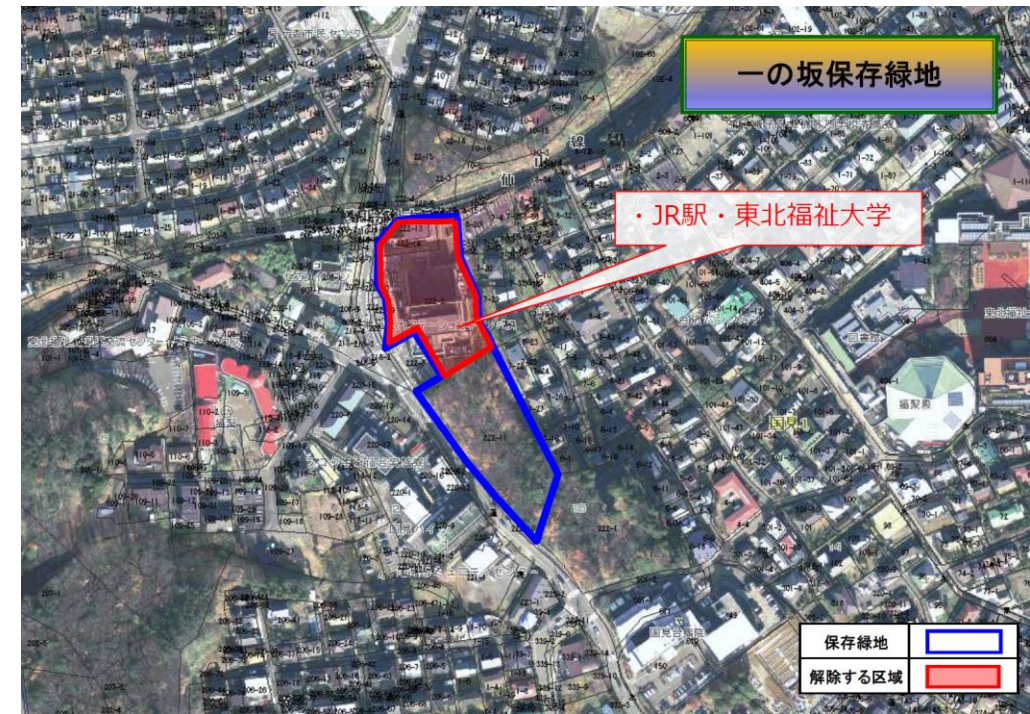


図6 一の坂保存緑地区域変更（第75回審議会資料抜粋）